

埼玉県強度行動障害支援者養成研修事業指定事務取扱要綱 新旧対照表

新	旧
<p>1～2 (1) (略)</p> <p>(2) 事業内容に関する要件</p> <p>ア 研修事業が、実施要綱及び本要綱に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。</p> <p>イ 研修カリキュラムが、実施要綱別紙1に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。</p> <p>ウ 各科目を担当する講師は、実施要綱別紙1に定めるカリキュラムを適切に指導できる者とし、原則として、別紙6「講師について」によるものとする。</p> <p>エ 演習は、受講者10人に対し講師1人以上が当たること。また、グループワークについては、受講者5、6名で1グループとして実施すること。</p> <p>オ 研修は質疑応答が可能な形式であるものとし、自習又はオンデマンド方式は不可とする。</p> <p>2 (3) ～8 (略)</p> <p>9 事業報告</p> <p>事業者は、研修終了後1か月以内に、「埼玉県強度行動障害支援者養成研修事業実績報告書」(別記第10号の1様式)又は、「埼玉県強度行動障害支援者養成研修事業実績報告書(補講者分)」(別記第10号の2様式)に下記のものを添付して知事に報告するものとする。</p> <p>(1) 修了者名簿</p> <p>(2) 実習修了確認書</p> <p>(3) 事業報告書(別記第10号の3様式)</p> <p>10～15 (略)</p> <p>附 則 この要綱は平成28年4月25日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は令和2年12月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は令和6年2月29日から施行し、令和6年4月1日以降の申請から適用する。</p>	<p>1～2 (1) (略)</p> <p>(2) 事業内容に関する要件</p> <p>ア 研修事業が、実施要綱及び本要綱に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。</p> <p>イ 研修カリキュラムが、<u>実施要綱別紙1</u>に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。</p> <p>ウ 研修講師について、強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、強度行動障害支援者養成研修を教授するのに適当な者の中から、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。</p> <p>2 (3) ～8 (略)</p> <p>9 事業報告</p> <p>事業者は、研修終了後1か月以内に、「埼玉県強度行動障害支援者養成研修事業実績報告書」(別記第10号の1様式)又は、「埼玉県強度行動障害支援者養成研修事業実績報告書(補講者分)」(別記第10号の2様式)に下記のものを添付して知事に報告するものとする。</p> <p>(1) 修了者名簿</p> <p>(2) 実習修了確認書</p> <p>10～15 (略)</p> <p>附 則 この要綱は平成28年4月25日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は令和2年12月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p>